

静岡市スポーツ施設 利用の手引き

令和7年2月改定

利用者登録	1
○登録について	1
○登録方法	1
○受付窓口	2
○有効期限と更新	2

施設の予約	3
○抽選予約について	3
○一般予約について	4
○利用希望日当日の予約について	4

料金の支払い	5
○料金の支払い(許可書の発行)について	5
○無人施設の支払い窓口	6

施設の利用について	7
○施設利用における注意事項	7
○キャンセルについて	7
○還付について	8

施設一覧	9
○個人登録で利用できる施設	9
○団体登録で利用できる施設	10
○その他専用端末機設置一覧	12
○施設の鍵の貸出について	13

利用者登録

登録について

- 市内スポーツ施設を予約・利用するには、事前に静岡市施設予約システムへ利用者登録が必要です。
- 利用者登録には個人・団体の区分があります。
- どちらもインターネットで施設予約システムのページから登録できます。

区分による利用可能施設

区 分	個 人	団 体
利用可能施設	屋外のテニスコート (屋内のテニスをする場合は 団体登録が必要)	すべてのスポーツ施設
登録条件	なし	構成員2人以上の団体である こと

登録方法



- 下記 URL、または右の QR コードから「静岡市施設予約システム」ページを開きます。

<https://city-shizuoka-sports-learning.comp-re.com/>

- 画面右上の「ログイン／新規登録」をクリックし、案内に従って申請をすすめます。
- 新規登録を選択した場合、ご本人確認書類の添付が必要です。
運転免許証、保険証等のご本人が確認できる写真を添付してください。
- xID(クロスアイディー)で新規登録を選択した場合、マイナンバーと提携したログイン方法のため、ご本人確認書類の提出は不要です。
市内の方が、xID登録することで登録申請が自動的に承認されます。市外の方は自動承認になりません。
- 窓口で登録を希望の方は、受付窓口にお越しください。
登録の際には、原則メールアドレスが必要となります。お手元にご準備または確認できる状態でお越しください。どうしてもメールアドレスの用意が難しい場合は、お手数ですが窓口にお越しいただき、その旨をお伝えください。
- ひとつのメールアドレスで複数のアカウントを作成することはできません。

受付窓口

受付場所	受付時間	承認までの期間
スポーツ振興課	8:30~17:15 (閉庁:土日祝、12/29~1/3)	即日
各区役所地域総務課		
オンライン	24時間	1~3営業日程度
各スポーツ施設(有人施設) ※紙申請のみ受付	スポーツ施設の開館時間	1週間程度

注意事項

- 団体登録の構成員は実際の利用者を登録してください。
- 営利目的の利用など不正利用と認められる場合は、利用者登録を取消します。
- 代表者は、他の団体の代表者になれません。また、構成員も多数の団体に登録はできません。重複登録している場合は、登録をお断りさせていただきます。
- 登録内容の変更があった場合、マイページから登録内容の変更をしてください。

有効期限と更新

- アカウントの有効期限は登録・更新してから3年間です。自動更新は行いません。
- 有効期限の満了の前までに更新の手続きをしてください。マイページへログインし、更新手続きをお願いします。窓口での申請は不要です。
- アカウントの有効期限が切れて1年経過するとアカウントが削除されるため、再度登録が必要です。

個人情報の取り扱い

- 本システムの利用に際し収集した個人情報について、スポーツ施設の管理・運用等の目的以外での利用及び提供は行いません。

登録の抹消・利用の制限

- スポーツ施設を皆様に健全に利用していただくため、次の事項に該当する場合は利用登録の抹消やシステムの利用の制限を行う場合がありますので、ご了承ください。
- 偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたとき
 - 故意にシステムの管理又は運営に支障をきたす恐れがある利用をしたとき
 - その他登録者として不適当であると認められるとき

施設の予約

抽選予約について

利用希望月2ヶ月前に申込みを受け付けます。

※例:11月の抽選予約を申し込みたい場合、9月に申し込みが必要



抽 選 申 込

○利用希望月2ヶ月前の1日から7日に抽選の申込みを受付けます。

○抽選予約の申込みについては、申込件数に制限があります。

個人登録・・・テニスコート4件まで

団体登録・・・テニスコート含む全ての施設4件まで

抽 選

○利用希望月2ヶ月前の8日にコンピュータによる抽選を行います。

※当落メールが8日18時頃に送信されます。

※抽選日の時点で有効期限が切れている場合、有効期限内に抽選申込を行っていたとしても、無効な利用者として抽選対象から除外されますのでご注意ください。

○利用希望月2ヶ月前の8日に当選予約をシステムへ反映します。

(8日18時頃を目安としていますが、前後する可能性があります。)

抽 選 結 果 確 認 日

○当選している場合、予約は自動的に確定されます。予約を取り消す場合は、キャンセル手続きを必ず行ってください。

【スポーツ施設予約システムで予約ができない施設】

○以下の施設の予約については、施設へお問い合わせください。

（各施設の電話番号は[施設一覧](#)をご覧ください。）

- ・中央体育館……………プール、トレーニング場、卓球場、弓道場
- ・南部体育館……………トレーニング場、卓球場
- ・長田体育館……………トレーニング場、卓球場
- ・東部体育館……………トレーニング場
- ・北部体育館……………トレーニング場、卓球場、近的弓道、遠的弓道
- ・西ヶ谷総合運動場……………プール
- ・清水総合運動場……………陸上競技場、アーチェリー場、弓道場、多目的広場、水泳場
- ・清水清見潟公園……………プール、トレーニング室

一般予約について

○利用希望月の2ヶ月前の10日以降、先着順で予約ができます。

○一般予約では予約数の制限はありません。

利用希望日当日の予約について

○【有人施設】

・利用希望日前日までの予約は可能です。当日の予約はシステムからできません。次のとおり、手続きをしてください。

・利用したい施設へ直接行っていただき、現地で予約手続きを行ってください。先に電話で空き状況を確認

していただくことをお勧めします。

・テニスコートは電話にて予約を受け付けますので、各施設へお電話をしてください。

○【無人施設】

・利用日当日でもシステムにて予約可能です。ただし、利用前までに料金の支払いを必ず行ってください。

※中島テニス広場、横砂テニス広場、清水桜が丘公園庭球場は管理人が駐在していますが、無人施設に分類します。

料金の支払い

料金の支払い(許可書の発行)について

- 支払い方法や管理者駐在の有無により、許可書の発行手続きが異なります。
- 有料施設の場合、システムでの予約手続き完了だけでは許可書は発行されていません。施設を使用する前に必ず料金を支払い、許可書を発行する必要があります。
- 窓口で料金を支払う場合、受付票に予約の**受付番号**を記入してもらいますので、あらかじめマイページからご確認をお願いします。受付番号がわからない場合、利用者本人または団体の構成員が確認するために身分証の提示をお願いします。
- 支払い方法は次のとおりです。
 - 窓 口：①現金、②バーコード決済、③電子マネー、④クレジットカード
 - オンライン：クレジットカードのみ

注 意 事 項

- 許可書発行後、自己都合により利用しなかった場合、料金の返金はできません。
- 開始時間に許可書の発行手続きがお済みでないと予約が取り消される場合があります。利用開始時間に間に合わない場合は、事前に施設にご連絡ください。
- 施設を利用する際、必ず「許可書」を提示できる状態にしてください。

有人施設の場合

- 予約完了後から利用する前までに、利用する施設窓口で料金をお支払いください。
- 支払い完了後、予約システムのマイページから許可書を表示できます。

無人施設の場合

- 料金が発生する場合は、予約完了後から利用する前までに、お支払いください。
- 支払い完了後、予約システムのマイページから許可書を表示できます。無料施設の場合は、予約完了後、予約システムのマイページから許可書を表示できます。

中島テニス広場、横砂テニス広場、清水桜が丘公園庭球場は、管理者が駐在していますが、無人施設に分類します。

無人施設の支払い窓口

○無人施設の支払い窓口は、市役所スポーツ振興課・各区役所地域総務課になります。その開庁時間(平日8:30~17:15)に来られない方は、次の窓口で対応できます。

※つぎの窓口で無人施設の料金を支払う場合、**現金支払いのみ**の対応になります。

窓口	住所	受付時間	定休日
中央体育館	葵区駿府町2-80	土日祝のみ 9:00~20:00	・年末年始 (12月29日~1月3日)
南部体育館	駿河区曲金三丁目1-30		
清水長崎新田スポーツ広場	清水区長崎新田 207		
蒲原体育館	清水区蒲原新田一丁目21-1	平日・土日祝 9:00~21:00	・毎月第1月曜日 (祝日の場合は開館、その翌日以降の平日を休館) ・年末年始 (12月29日~1月3日)

※無人施設は、[施設一覧](#)を参照してください。

施設の利用について

施設の利用における注意事項

- 施設利用時は「許可書」を提示できる状態にしてください。
- 利用時間に準備と片付けの時間も含まれています。利用時間は厳守してください。
- 飲食・喫煙については施設関係職員の指示に従い、所定の場所にてお願いします。
- ごみ等は、利用された方が各自持ち帰ってください。
- 天候による使用中止、災害時など、利用者の方の安全確保のために、施設関係職員の指示には必ず従ってください。

キャンセルについて

- 予約日までの日数や施設によってキャンセルの方法が異なります。次のとおり手続きをしてください。

【予約日3日前まで】

(例) 予約した利用日時 8/30(火)9時～11時 → キャンセル日時 8/27(土)23:59まで

- 有人施設と無人施設ともに、予約システムより利用者が直接キャンセル手続きを行います。予約システムにログインして、キャンセル手続きをしてください。

【予約日2日前から予約利用時間開始まで】

(例) 予約した利用日時 8/30(火)9時～11時 → キャンセル日時 8/28(日)～8/30(火)8:59まで

- 有人施設については、予約してある施設に窓口にてキャンセル手続きを行ってください。
- 無人施設については、スポーツ振興課(054-221-1071)で電話にて受け付けます。土日祝日に関しては、臨時窓口(中央体育館、南部体育館、清水長崎新田スポーツ広場)で電話にて受け付けます。
- 予約のキャンセルは、予約利用時間開始までに必ず手続きを行ってください。

【有料施設の予約を料金支払い後にキャンセルする場合】

- 有人施設: 予約してある施設に電話してください。
 - 無人施設: スポーツ振興課(054-221-1071)に電話してください。
- ※支払い手続き後、原則として還付は受け付けられません。

還付について

支払い手続き後、原則として還付は受け付けられません。そのため、予定が確定されない場合は、**利用直前の支払い手続き**をお勧めします。

還付手続きは、支払いをした窓口で受け付けます。オンライン決済の場合、有人施設については各施設、無人施設についてはスポーツ振興課で受け付けます。

【還付ができる場合】

- (例)
- ・屋外施設を利用申請したが、当日雨天のため利用できなかった
 - ・前日の雨の影響でグラウンドコンディションが悪く利用できなかった
 - ・熱中症警戒アラートが発令された
 - ・災害の影響で交通手段が遮断された
 - ・施設の事情で予約を取り消された

【還付ができない場合】

- (例)
- ・別の用事が入り都合が悪くなった
 - ・利用日時を勘違いしていた
 - ・想定していた施設と実際の施設に乖離があった

【還付手続きに必要なもの】

1. 還付申請書(窓口にて記入できます)
2. 還付対象日の許可書
3. 振り込みを希望する銀行口座情報
4. 委任状(利用者と違う人の口座へ還付する場合)

施設一覧

料金等の詳細事項は、予約システムから利用したい施設を選択し、情報を参照してください。または、各施設にお問い合わせください。

個人登録で利用できる施設

 …有人施設
  …有料施設
  …昼間無料、夜間は照明料かかる
  …テニスコートあり

区	施設名	所在地	TEL	施設情報			専用 端末
							
葵	西ヶ谷総合運動場 テニスコート・壁打	西ヶ谷8-1	054-296-1900				○
	城北運動場 テニス場	大岩町1-20	054-248-9416				○
駿河	有度山総合公園運 動施設 テニスコート	小鹿 1883-4	054-264-2722				○
	中島 テニス広場	中島 2589-5	054-221-1071	※			×
清水	清水長崎新田スポ ーツ広場テニスコート	長崎新田 207	054-344-3055				○
	日本平運動公園 庭球場	村松 3380-1	054-336-2611				○
	横砂 テニス広場	横砂 408-15	054-221-1071	※			×
	清水桜が丘公園 庭球場	桜が丘町 300	054-221-1071	※			×
	由比川河川敷スポ ーツ広場テニスコート	由比川河川敷	054-221-1071	—	★		×
	富士川緑地公園ス ポーツ広場テニスコート	富士川河川敷	054-221-1071	—	—		×

※中島テニス広場、横砂テニス広場、清水桜が丘公園庭球場は管理人が駐在していますが、無人施設に分類します。

○河川敷にあるスポーツ広場には住所がありません。詳しい場所は「スポーツ施設予約システム」内の施設一覧を参照してください。または、スポーツ振興課までお問い合わせください。

団体登録で利用できる施設

👤…有人施設
 ¥…有料施設
 ★…昼間無料、夜間は照明料かかる
 📍…テニスコートあり

区	施設名	所在地	TEL	施設情報			専用 端末
				👤	¥	📍	
葵	中央体育館	駿府町 2-80	054-255-1010	👤	¥	—	○
	東部体育館	東千代田二丁目 3-1	054-264-8485	👤	¥	—	○
	北部体育館	松富四丁目 14-1	054-255-6262	👤	¥	—	○
	西ヶ谷総合運動場 テニスコート・壁打	西ヶ谷8-1	054-296-1900	👤	¥	📍	○
	城北運動場	大岩町1-20	054-248-9416	👤	¥	📍	○
	山崎 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	田町安倍中 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	堤町 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	伝馬町新田 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	田町緑地 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	柳町 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	狩野橋 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	松富 スポーツ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
駿河	南部体育館	曲金三丁目 1-30	054-285-1133	👤	¥	—	○
	長田体育館	鎌田 574-1	054-257-3411	👤	¥	—	○
	有度山総合公園 運動施設	小鹿 1883-4	054-264-2722	👤	¥	📍	○

	東新田ｽﾎﾟｰﾂ広場	安倍川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	恩田原 ｽﾎﾟｰﾂ広場	恩田原 82	054-221-1071	—	★	—	×
	中島人工芝多目的 ｽﾎﾟｰﾂグラウンド	中島 1711-1	054-221-1071	—	¥	—	×
	中島 テニス広場	中島 2589-5	054-221-1071	※	¥		×
清水	清水総合運動場	清開二丁目 1-1	054-334-5049		¥	—	○
	清水清見湯公園	横砂408-38	054-367-9780		¥	—	○
	清水長崎新田 ｽﾎﾟｰﾂ広場	長崎新田 207	054-344-3055		¥		○
	日本平運動公園 庭球場	村松 3380-1	054-336-2611		¥		○
	清水庵原球場	庵原町 3000	054-361-1189		¥	—	○
	横砂 テニス広場	横砂 408-15	054-221-1071	※	¥		×
	宍原 ｽﾎﾟｰﾂ広場	宍原 185-1	054-221-1071	—	—	—	×
	蒲原体育館	蒲原新田一丁目 21-1	054-385-7501		¥	—	○
	蒲原東部 ｺﾐｬﾆﾃｨﾝﾀｰ	蒲原 4980-10	054-221-1071	—	¥	—	×
	蒲原西部 ｺﾐｬﾆﾃｨﾝﾀｰ	蒲原堰沢 455-1	054-221-1071	—	¥	—	×
	清水三保貝島 ｽﾎﾟｰﾂ広場	三保 4025-24	054-221-1071	—	—	—	×
	清水草薙 ｽﾎﾟｰﾂ広場	草薙 350-1	054-221-1071	—	—	—	×
	富士川河川敷 ｽﾎﾟｰﾂ広場	富士川河川敷	054-221-1071	—	—	—	×
	清水桜が丘公園 グラウンド	桜が丘町 300	054-221-1071	—	★	—	×
清水桜が丘公園 庭球場	桜が丘町 300	054-221-1071	※	¥		×	

	由比体育館	由比 456-151	054-221-1071	—	¥	—	×
	由比川河川敷 スポーツ広場	由比川河川敷	054-221-1071	—	★		×
	富士川緑地公園 スポーツ広場	富士川河川敷	054-221-1071	—	—		×
	清水蛇塚 スポーツグラウンド	蛇塚 30-5	054-336-3015		¥	—	×

※中島テニス広場、横砂テニス広場、清水桜が丘公園庭球場は管理人が駐在していますが、無人施設に分類します。

その他専用端末機設置一覧

設置場所	所在地	TEL	利用時間
スポーツ振興課	葵区追手町5-1 静岡庁舎新館 17F	054-221-1071	8:30~17:15 土日祝を除く
葵区 地域総務課	葵区追手町5-1 静岡庁舎新館1F	054-221-1595	
駿河区 地域総務課	駿河区南八幡町 10-40 駿河区役所3F	054-287-8697	
清水区 地域総務課	清水区旭町6-8 清水区役所4F	054-354-2170	

施設の鍵の貸出について

○次の施設は、ご利用にあたり、施設の鍵が必要となります。許可書の提示により鍵の貸出を行います。ご利用後は速やかに返却をお願いいたします。

施設名	鍵の貸出場所
<ul style="list-style-type: none"> ・山崎スポーツ広場 ・堤町スポーツ広場 ・伝馬町新田スポーツ広場 ・柳町スポーツ広場 ・狩野橋スポーツ広場 ・松富スポーツ広場 ・東新田スポーツ広場 (平日に限る)	スポーツ振興課 各区役所地域総務課 蒲原体育館※1(清水区蒲原新田一丁目 21-1) 中央体育館(葵区駿府町 2-80) 南部体育館(駿河区曲金三丁目 1-30) 清水長崎新田スポーツ交流センター(清水区長崎新田 207)
<ul style="list-style-type: none"> ・蒲原東部コミュニティセンター ・蒲原西部コミュニティセンター 	蒲原体育館※1(住所は上記の通り)
<ul style="list-style-type: none"> ・由比体育館 	蒲原体育館※1(住所は上記の通り)、 由比生涯学習交流館※2(清水区由比北田 457-1)

※1 蒲原体育館は毎月第1月曜日が休館日となりますので、第1月曜日に施設をご利用の際は、事前に鍵の貸出手続きをお願いします。(祝日の場合は開館し、その翌日以降の平日を休館とします。)

※2 由比生涯学習交流館(9:00～21:30)では許可書の発行を行うことができませんので、事前に許可書の発行手続きを行ってください。

○次の施設は、入口がダイヤルロックにて施錠されています。許可書に解除番号が記載されますので、ご利用の際にご確認ください。

宍原スポーツ広場、三保貝島スポーツ広場、由比川河川敷スポーツ広場、草薙スポーツ広場(第2駐車場)、恩田原スポーツ広場、中島人工芝多目的スポーツグラウンド

○次の施設は、夜間照明用電気盤がダイヤル式南京錠で施錠されています。許可書に記載される解除番号で開錠できます。

由比川河川敷スポーツ広場、桜が丘公園グラウンド

○恩田原スポーツ広場は、夜間照明用電気盤の鍵がダイヤル式キーボックスにて保管されています。許可書に記載される解除番号で開錠できます。